

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、知事等及び職員の給与の減額措置を講ずる。

1 知事、副知事、出納長、教育長、管理者、常勤の監査委員

区分	給料	期末手当	退職手当
知事	20/100	減額後の給料の月額による額	対象外
副知事、出納長、教育長、管理者、常勤の監査委員	15/100		

2 一般職員

区分	給料	給料の調整額	管理職手当	その他の手当等	退職手当
特定幹部職員	8/100	-	10/100	減額後の給料の月額による額	対象外
その他の管理職員	6/100	6/100			
一般職員	4/100	4/100	-		
若年層職員	3.5/100	3.5/100	-		

その他の手当等：給料月額を算出基礎とする手当等のうち、管理職手当、退職手当以外の手当については、減額後の給料月額により算出した額とする。

〔 地域手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特地・へき地手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当の一部、定時制通信教育手当、産業教育手当 〕

施行日等	施行日 平成 18 年 4 月 1 日 失効日 平成 19 年 3 月 31 日
------	---

【その他参考事項】

職員の区分

区分	行政職等
特定幹部職員	期末手当の管理職加算を受ける職員
その他の管理職員	管理職手当を受ける職員
一般職員	期末手当の職務段階別加算を受ける職員
若年層職員	行政職 3 級相当以下

臨時職員、非常勤職員は、給与減額措置対象外

技能労務職員については、「技能労務職員の給与の特例に関する規程」により、同様の給与減額措置を実施